

保険金・給付金のご請求について

2026年5月改訂



- 保険金・給付金のご請求手続きについて
- 保険金・給付金などのお支払時期について
- 保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくために
- 指定代理請求特約について
- お支払いできる場合・できない場合等の具体的事例

はじめに

保険金・給付金のご請求手続きについて
保険金・給付金などのお支払時期について

保険金・給付金などを
もらえなくご請求いただくために
指定代理請求特約について

お支払いできる場合・できない場合等
の具体的事例

はじめに

この冊子は、保険金・給付金などのご請求やお支払いに関して、よりご理解を深めていただけるよう、ご請求のお手続きに際してご留意いただきたい事項や、保険金・給付金などをお支払いできる場合・できない場合等の具体的な事例をご説明させていただいたものです。

なお、ご説明につきましては代表的な事例を掲載させていただいているため、ご契約の保障内容によりお取扱いが異なる場合がございます。ご加入のご契約のお取扱いにつきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認いただくか、当社サービスセンター、または担当の代理店にご連絡くださいますようお願いいたします。

〈目次〉

◇保険金・給付金のご請求手続きについて	3,4
◇保険金・給付金などのお支払時期について	5,6
◇保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために	7,8
◇各保険種類における保障内容一覧	9~12
◇指定代理請求特約について	13
◇お支払いできる場合・できない場合等の具体的事例	14~36
事例① 責任開始期前の発病	15
事例② 入院日数の条件	16
事例③ 1回の入院に対する支払限度日数	17
事例④ 複数回の入院	18
事例⑤ お支払いの対象となる手術、ならない手術	19
事例⑥ 悪性新生物・上皮内新生物について	20
事例⑦ 悪性新生物根治手術について	21
事例⑧ 不慮の事故の判断	22
事例⑨ 就業不能給付金について①	23
事例⑩ 就業不能給付金について②	24
事例⑪ 重大疾病保険金について	25
事例⑫ リビング・ニーズ特約保険金について	26
事例⑬ 重度疾病死亡保険金について	27
事例⑭ 無解約返戻金型重度疾病特約について	28
事例⑮ 特定疾病保険料払込免除について	29
事例⑯ 介護保険金について	30
事例⑰ 身体障害保険金について	31
事例⑱ 障害保険金・障害給付金について	32
事例⑲ 高度障害状態への該当	33
事例⑳ 生活障害状態への該当	34
事例㉑ 重大な過失による免責	35
事例㉒ 告知義務違反による解除	36
◇Q&A	37

〈主な保険用語のご説明〉

約款	ご契約から保険契約消滅までの契約内容を記載したもので、主契約について定めた「普通保険約款」と、特約について定めた「特約条項」とがあります。
契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことをいいます。
被保険者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
保険金受取人	ご契約者が指定した保険金を受取る人のことをいいます。
保険料	ご契約者にお振込みいただくお金のことをいいます。
責任開始期と責任開始の日	当社がご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始の日といいます。
失効	保険料のお払込み猶予期間中に保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
復活	失効したご契約を、効力のある状態に戻すことをいいます。
支払事由	約款で定める、保険金などをお支払いする場合をいいます。
免責事由	約款で定める、保険金などをお支払いできない場合をいいます。
告知義務と告知義務違反	ご契約者と被保険者がご契約のお申込みをされるときなどに、健康状態やご職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことからについて、ありのままに報告いただきます。当社がおたずねした重要なことからについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務に違反したことになり、当社がご契約の効力を消滅(解除)させることができます。

〈個人情報のお取り扱いについて〉

●お客さまの個人情報の利用目的

エヌエヌ生命保険株式会社は、保険契約の締結などのお取引を安全・確実に進め、より良い商品・サービスの提供を行うため、個人情報を収集いたします。収集した情報は、以下の目的のために利用いたします。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他上記に関連・付随する業務

当社は個人情報保護に対する取組み姿勢として「個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)」を策定しております。詳しい内容については、当社ホームページ(<https://www.nnlife.co.jp/>)にてご確認ください。

●医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報について

上記利用目的の範囲かつ業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用いたします。取得した機微(センシティブ)情報は、担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者、生命保険募集人(当社代理店をふくむ)・保険仲立人・当社営業担当者・事務担当者等、医療機関、確認会社等に開示・提供することがあります。また、被保険者を診察した医師がある場合はその医師、および保険契約の申込みに関し被保険者を診察した医師から、被保険者の健康状態、症状、治療内容等の情報を取得し、上記のとおり利用・開示・提供することがあります。なお、機微(センシティブ)情報は既に取得しているものをふくみます。

〈指定紛争解決機関(指定ADR機関)について〉

当社が基本契約を締結している指定紛争解決機関(指定ADR機関)は一般社団法人生命保険協会です。一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関(指定ADR機関)として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

詳細につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページでご確認ください。
(生命保険相談所のご案内) <https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

※ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続です。

保険金・給付金のご請求手続きについて

STEP 1

📞 ご請求のご連絡

お受取人の方より当社サービスセンター、または担当の代理店にご連絡ください。

サービスセンター
0120-521-513
[受付時間] 9:00~17:00(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)

いくつかの項目につきまして確認をさせていただきますので保険証券やご契約のしおり、約款をあらかじめご準備ください。

- ✔ ご連絡いただいた際には以下の項目について確認をさせていただきます。ご請求・ご契約の内容によりまして、下記項目以外についても確認させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

被保険者が入院・手術などをされた場合

- 保険証券番号
- お客さま番号
- お電話いただいた方のお名前
- 入院・手術などをされた方のお名前
- 入院・手術などの原因となった病気や事故(事故発生日)の内容
- 入院日と退院日
- 正式な手術名と手術日
- 請求書類のご送付先の住所・お電話番号

被保険者がお亡くなりになられた場合

- 保険証券番号
- お客さま番号
- お電話いただいた方のお名前
- お亡くなりになられた方のお名前
- 原因となった病気や事故(事故発生日)
- お亡くなりになられた日
- 入院・手術などの有無
- 請求書類のご送付先の住所・お電話番号



STEP 2

📄 請求書等の送付ならびにご返送

手続についてのご案内とともに、請求書類を送付いたします。ご送付いたしました請求書類の所定の欄に必要事項をご記入・押印いただき、お取り揃えいただいた医師の診断書等の必要書類とともに、当社宛ご返送ください。

- ✔ 診断書や戸籍謄本・印鑑証明書等、ご請求に必要な書類の発行にかかる費用は、お客さまのご負担となります。また、ご提出いただいた書類の内容を拝見した結果、あらためて他の書類のご提出をお願いすることもございますのであらかじめご了承ください。



STEP 3

🔍 ご請求内容の確認およびお支払い

請求書類の不足や記載内容に不明な点がなく、事実の確認を要さない場合には、原則当社に書類が到着した日の翌日から起算して5営業日以内に保険金・給付金をお支払いいたします。

- ✔ 請求書類の不足や記載内容に不明な点がある場合には、当社からご請求者へご連絡をさせていただきます。また、**治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて、当社が委託した確認会社の担当者によって、事実の確認(医療機関への確認も含みます)をさせていただく場合がございます。**この場合には、事前にご連絡させていただきますので、ご協力賜りますようお願いいたします。
※保険金・給付金などのお支払時期につきましては、5・6ページをご参照ください。



STEP 4

✉ お支払内容の確認

お支払いにあたっては、「お手続き完了のお知らせ」をご請求者へ郵送いたします。しかしながら、ご契約の約款の規定により保険金・給付金をお支払いできない場合もございます。保険金・給付金をお支払いできない場合には、お支払いできない理由を書面にてご説明いたします。

- ✔ 「お手続き完了のお知らせ」には、お支払い口座、証券番号をはじめとするご契約情報、支払金内訳等が記載されておりますので、内容をご確認ください。お支払内容に関するご質問、ご相談等につきましては、サービスセンターまでお問い合わせください。

保険金・給付金などのお支払時期について

1 保険金・給付金などの各お支払い金につきましては、原則として、ご請求に必要な書類が会社に到着した日*の翌日からその日を含めて**5営業日以内**にお支払いいたします。

*「ご請求に必要な書類が会社に到着した日」とは、完備された請求書類が当社の本社・営業拠点・取扱代理店に到着した日、または当社の社員・保険募集人等がお客さまからお預かりした日をいいます。

2 ただし、保険金・給付金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

①保険金・給付金などをお支払いするために確認が必要な以下の場合において、会社に提出された書類だけでは確認ができない場合のお支払期限 ⇒ 30日

- お支払事由の有無の確認が必要な場合
- お支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
- 告知義務違反に該当する可能性がある場合
- 約款等に定める無効、重大事由、詐欺などに該当する可能性がある場合

②前項の確認をするために以下の事項について特別な照会や調査が必要な場合のお支払期限(例)

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	支払期限
医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日
弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会	120日

3 ご請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて上記の期間を経過したのちに保険金・給付金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いいたします。

定期保険 普通保険 約款 抜粋

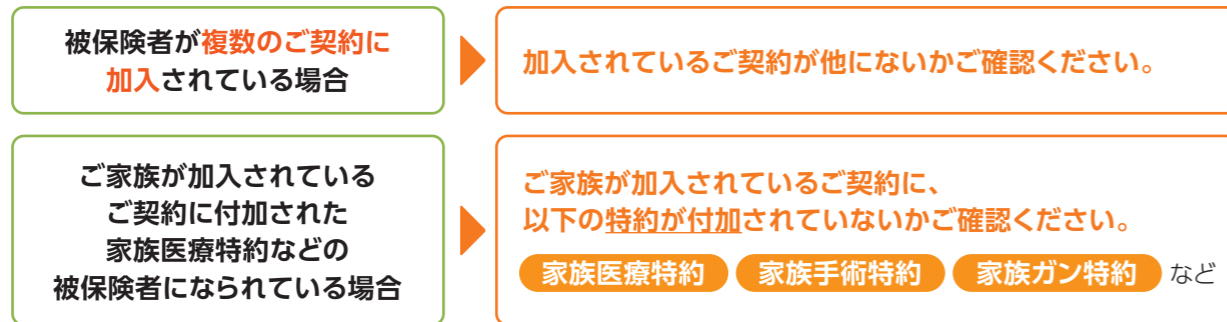
第5条(保険金の支払時期および支払場所)

1. 会社は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で保険金を支払います。
2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて30日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由の有無の確認が必要な場合
保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第18条(重大事由による解除)第1項第3号ア.からオ.までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照会
120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
90日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
90日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された地域における調査
60日
4. 前2項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
5. 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

保険金・給付金などを もれなくご請求いただくために

保険金・給付金などをもれなくご請求いただくためには、お客さまから当社へのご連絡が大変重要なものとなります。保険金・給付金などのお支払い事由が生じた場合はもちろんのこと、お支払いの可能性があるとと思われる場合、またご不明な点がある場合には、当社サービスセンター、または担当の代理店へお問い合わせください。

複数のご契約に加入されている場合

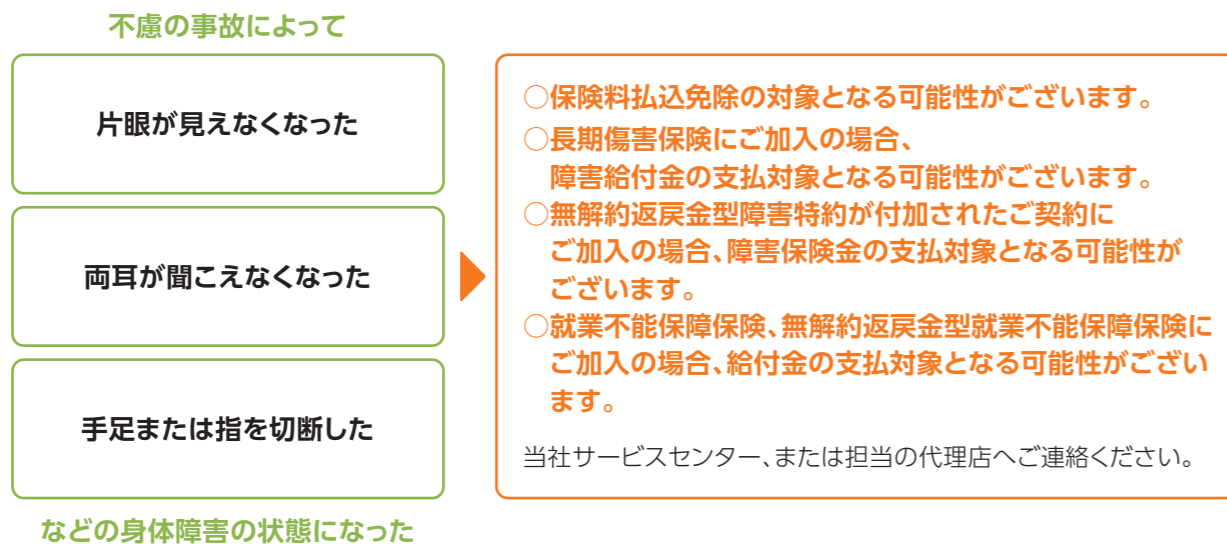


注) 家族医療特約などの給付金は主契約の被保険者からご請求いただく必要があります。

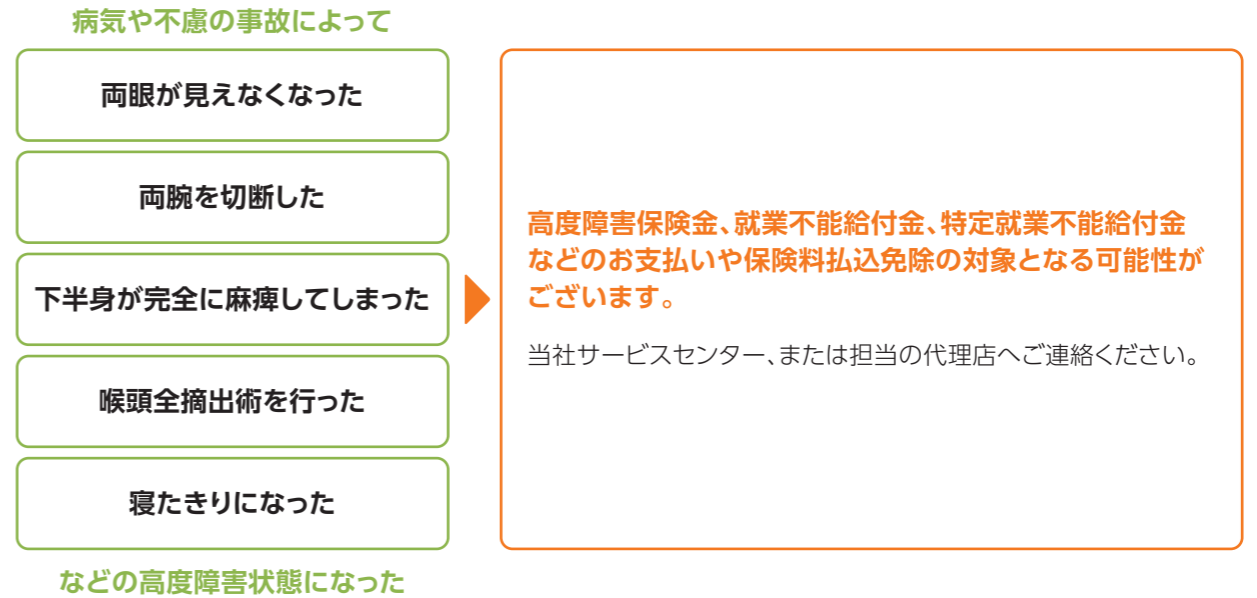
入院給付金・手術給付金などを請求される場合

次の場合に該当するときは、ご請求いただいている給付金以外に、保険料払込免除や他の給付金などもお支払いできる可能性があります。

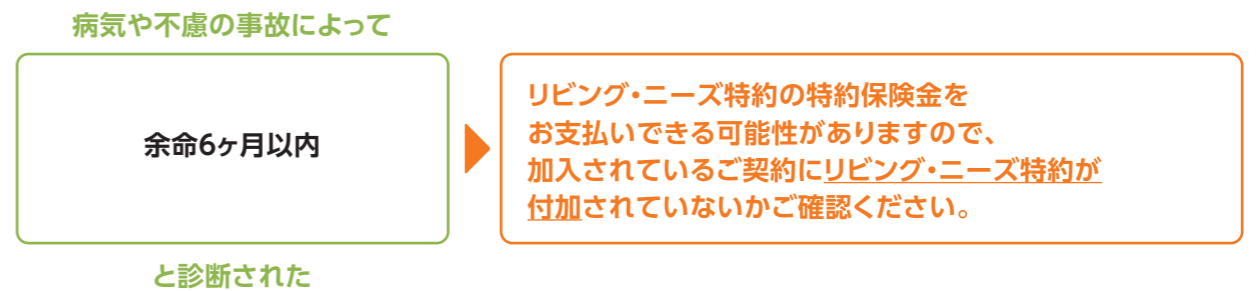
●不慮の事故によって所定の身体障害の状態になった場合



●所定の高度障害状態になった場合



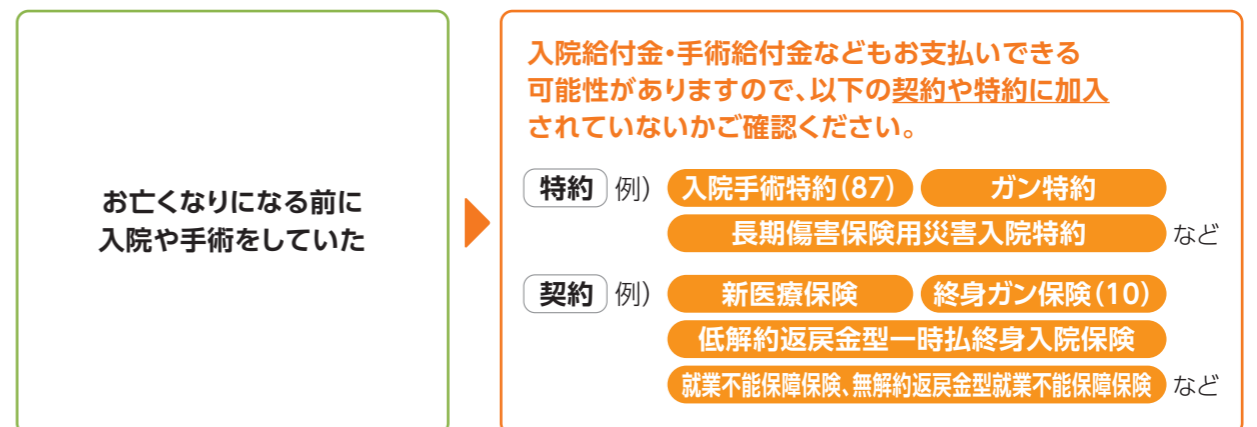
●余命が6ヶ月以内と診断された場合



注) リビング・ニーズ特約における指定代理請求制度について

リビング・ニーズ特約については、被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があるとき(被保険者の病状が重く意識がない場合など)は、ご契約者が被保険者の同意を得て予め指定した「指定代理請求人」が、被保険者の代理人として特約保険金を請求できる「指定代理請求制度」を約款上定めております。なお、指定代理請求人の範囲につきましては、指定代理請求特約における指定代理請求人の範囲と同様となります。詳しくはP.11「指定代理請求人について」をご確認ください。

死亡保険金などを請求される場合



各保険種類における保障内容一覧 主契約

保険種類名称	保険金														給付金														保険料 払込免除						
	死亡保険金	災害死亡保険金	ガン死亡保険金	生活障害保険金	重度疾病死亡保険金	重大疾病保険金	重度疾病保険金	前払重度疾病保険金	満期保険金	高度障害保険金	災害高度障害保険金	ガン高度障害保険金	介護保険金	身体障害保険金	障害保険金	疾病入院給付金	災害入院給付金	手術給付金	ガン入院給付金	ガン手術給付金	ガン診断給付金	ガン退院後療養給付金	介護給付金	身体障害給付金	就業不能給付金	特定就業不能給付金	5疾病入院・ 特定手術給付金 (精神疾患)	特別就業不能給付金 (精神疾患)	成人病入院給付金	成人病手術給付金	女性疾病入院給付金	女性疾病手術給付金	障害給付金	生存給付金	保険料 払込免除
定期保険/終身保険/無解約返戻金型定期保険/ 無解約返戻金型収入保障保険/ 低解約返戻金型定期保険/生存年金付定期保険/ 終身年金付夫婦保険/積立型終身保険	●	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●*1
養老保険	●	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
生活障害保障型定期保険	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
重大疾病保障保険	●	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
災害・重度疾病定期保険/ 低解約返戻金型災害・重度疾病定期保険/ 無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険	●	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●*1
介護・障害保障型定期保険 (災害保障タイプ)	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	● (介護・障害型)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就業不能保障保険/無解約返戻金型 就業不能保障保険	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	● (II・IV型)	● (III・IV型)	●	-	-	-	-	-	-	-	
ガン保険	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	● (I・II・V・VI型)	-	-	-	-	-	-	●	●	● (II・IV・VI型)	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
ガン保険(03)	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	●	●	● (B・C・E型)	● (B・C型)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
終身ガン保険(10)	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	●	●	● (2・4型)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
長期傷害保険	-	●	-	-	-	-	-	-	-	● (II型)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	● (I型)	-	●	
家族保険	●	●	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
医療保障付定期保険	●	●	●	-	-	-	-	-	●	●	●	-	-	-	●	●	●	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
医療保険	●	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
新医療保険	●	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	● (II型)	-	●
低解約返戻金型一時払終身入院保険/ 低解約返戻金型一時払終身入院保険 (死亡保険金逦増型)	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
変額保険(有期型)/変額保険(終身型)/ 変額保険(終身型)(26)/変額保険(定期型)	●	-	-	-	-	-	-	● (有期型)	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
変額年金保険	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
【各種】一時払変額年金保険	●	●*2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*1 無解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険については、約款に規定する「保険料の払込免除」の規定の他に、「特定疾病保険料払込免除特則」が適用されている場合がございます。お手もとの保険証券でご確認ください。
 *2 一時払変額年金保険(06)I型、一時払変額年金保険(06)II型、一時払変額年金保険(08)A型、一時払変額年金保険(10)A型、一時払変額年金保険I型、一時払変額終身保険については災害死亡給付金の保障はございません。
 ※上表は商品ごとの保障の概要を一覧にまとめたものです。カッコ内には対象となる型を表示しています。※支払金の名称は商品ごとに異なる場合があります。保障内容の詳細については必ずお手もとの約款をご確認ください。

各保険種類における保障内容一覧 特約

保険種類名称	保険金														給付金														保険料 払込免除								
	死亡保険金	災害死亡保険金	ガン死亡保険金	生活障害保険金	重度疾病死亡保険金	重大疾病保険金	重度疾病保険金	前払重度疾病保険金	満期保険金	高度障害保険金	災害高度障害保険金	ガン高度障害保険金	介護保険金	身体障害保険金	障害保険金	疾病入院給付金	災害入院給付金	手術給付金	ガン入院給付金	ガン手術給付金	ガン診断給付金	ガン退院後療養給付金	介護給付金	身体障害給付金	就業不能給付金	特定就業不能給付金	5 疾病入院・ 特定手術給付金 (精神疾患)	特別就業不能給付金 (精神疾患)	成人病入院給付金	成人病手術給付金	女性疾病入院給付金	女性疾病手術給付金	障害給付金	生存給付金	保険料 払込免除		
定期保険特約/収入保障特約/ 保険金定額移行特約	●	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●		
【各種】増通・減定期特約	● ^{*1}	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●		
増通型終身保険特約	●	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●		
無解約返戻金型重度疾病特約	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●		
リビング・ニーズ特約	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
リビング・ニーズ特約(変額保険用)	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
災害割増特約	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●		
入院手術特約(87)/ 手術給付金付入院特約	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●		
手術特約	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●		
ガン特約/家族ガン特約	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	
家族医療特約	●	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	
家族手術特約	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	
家族ガン特約(96)	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	● (I-II-V-VI型)	-	-	-	-	-	-	●	● (II-IV-VI型)	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
成人病特約	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	●	
女性疾病特約	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	●	
長期傷害保険用災害入院特約	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	
長期傷害保険特約	-	●	-	-	-	-	-	-	-	● (II型)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	● (I型)	-	-	●
無解約返戻金型障害特約	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	

*1 増通定期保険特約(99)、ライフデザイン定期保険特約、低解約返戻金型増通定期特約については「ガン割増特約」が適用されている場合がございます。お手もとの保険証券でご確認ください。
 ※上表は商品ごとの保障の概要を一覧にまとめたものです。カッコ内には対象となる型を表示しています。※支払金の名称は商品ごとに異なる場合があります。保障内容の詳細については必ずお手もとの約款をご確認ください。

指定代理請求特約について

現在加入されているご契約に「指定代理請求特約」を付加することにより、「指定代理請求人」による請求手続きができる場合があります。(対象となる保障の有無はご契約の内容により異なります。)詳細につきましては当社サービスセンター、または担当代理店へお問い合わせください。

〈例えば〉



被保険者が受取ることとなる保険金等について受取人が請求できない特別な事情がある場合に、「指定代理請求人」が受取人に代わり保険金等を請求することができます。

指定代理請求人について

指定代理請求人は契約者が被保険者の同意を得て、以下の範囲の方々から指定いただけます。

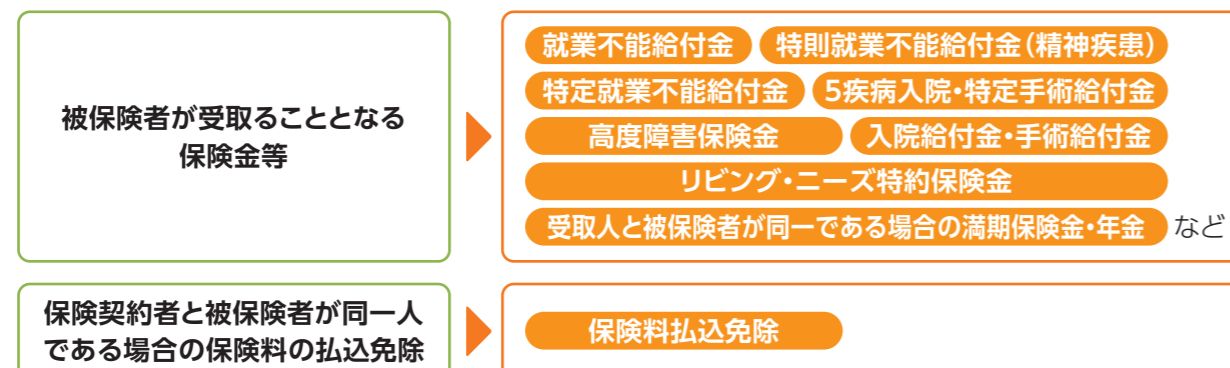
●指定代理請求人の範囲

- 1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、または兄弟姉妹
- 2) 被保険者と同居し、または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 3) 上記1)～2)以外で被保険者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
- 4) 被保険者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
- 5) 上記3)または4)と同等の特別な事情があると当社が認めた方

※外国人の方は住民票上、指定代理請求人と被保険者がともに記載されており続柄が確認できる場合に限りです。
 ※保険金等の請求時においても同様の要件を満たす必要があります。

代理請求が可能な手続きについて

指定代理請求人は、次の保険金、年金、給付金等を請求することができます。



お支払いできる場合・できない場合等の具体的事例

保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合を分かりやすくご説明するため、代表的な事例を参考として記載しております。

実際のご契約でのお取扱いについては、ご契約の保険種類・ご加入の時期によって異なる場合がありますので、普通保険約款および特約条項を必ずご確認ください。

また記載以外に認められる事実関係等によってお取扱いに違いが生じることがあります。

お支払事由等に該当しない場合

▶ 事例 ①～②⑩

保険金・給付金などは、ご契約の**普通保険約款および特約条項に定めるお支払事由**に該当した場合にお支払いいたします。したがって、お支払事由に該当しない場合、お支払いできません。お支払事由に該当している場合でも、普通保険約款または特約条項の規定により、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。詳細は普通保険約款および各特約条項にてご確認ください。

免責事由に該当した場合

▶ 事例 ⑪

保険金・給付金などは、ご契約の普通保険約款および特約条項に定める**免責事由**に該当された場合お支払いできません。免責事由は、ご契約の保険種類・ご加入の時期によってお取扱いが異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款および各特約条項にてご確認ください。

告知義務違反による契約解除の場合

▶ 事例 ⑫

契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約または特約が**告知義務違反**により解除となり、保険金や給付金などのお支払いができません。

重大事由による解除、詐欺・不法取得目的による取消・無効の場合

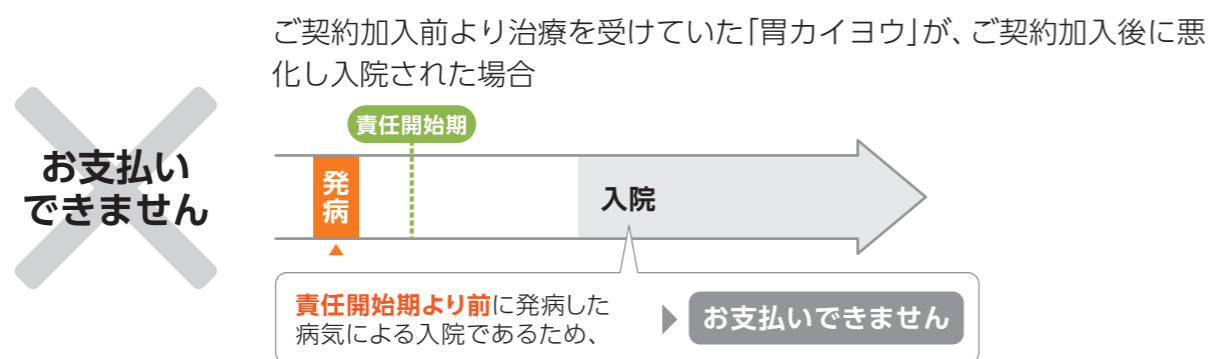
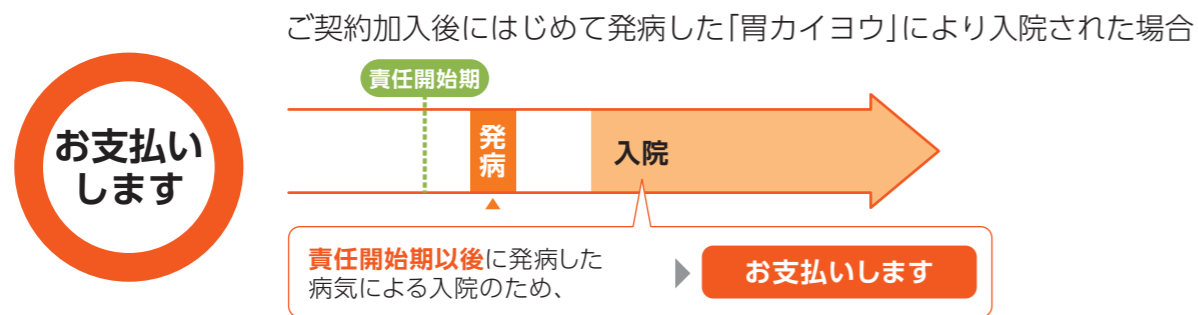
「保険金や給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき」などの重大事由でご契約が解除となった場合、また、保険契約について詐欺行為・保険金の不法取得目的の行為がありご契約が取消・無効となった場合には、保険金・給付金などのお支払いはできません。

事例 ①

責任開始期前の発病

対象となる保険金・給付金などの種類

- ▶ 高度障害保険金 ▶ 入院給付金 ▶ 就業不能給付金、特定就業不能給付金
- ▶ 5 疾病入院・特定手術給付金 ▶ 特則就業不能給付金（精神疾患） など



- 解説**
- 入院給付金等は、ご契約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合をお支払いの対象と定めています。したがって **責任開始期前に発病した疾病や、責任開始期前の事故を原因とする場合には、お支払いできません。**（※その疾病や障害に関し、正確かつ十分な告知をしたうえでご加入いただいた場合や、認識や自覚がなかった場合にはお支払いの対象となることがあります。）
 - なお、責任開始期から一定期間経過後に入院を開始された場合は、責任開始期前の疾病や事故を原因とするものでもお支払いすることがあります。（就業不能給付金、特定就業不能給付金、5疾病入院・特定手術給付金、特則就業不能給付金（精神疾患）は除きます）

約款記載の例 | 低解約返戻金型一時払終身入院保険

第3条 (保険金および給付金の支払い) 抜粋

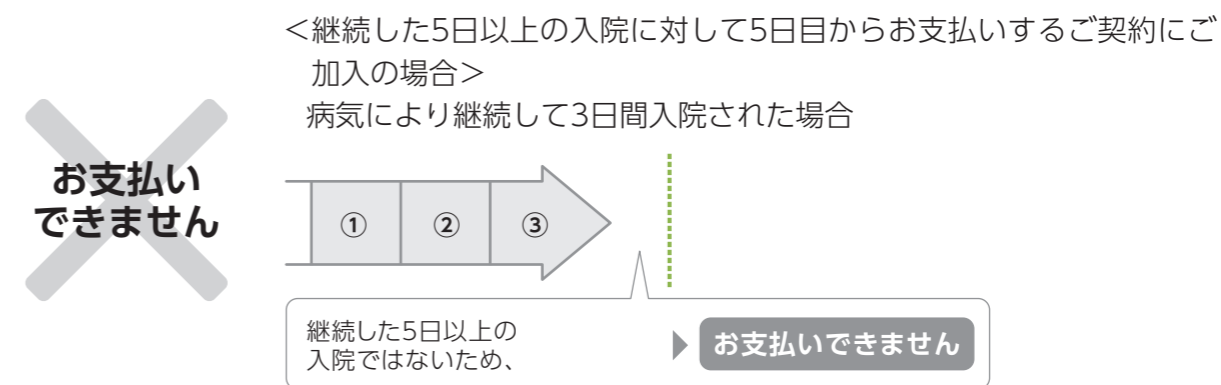
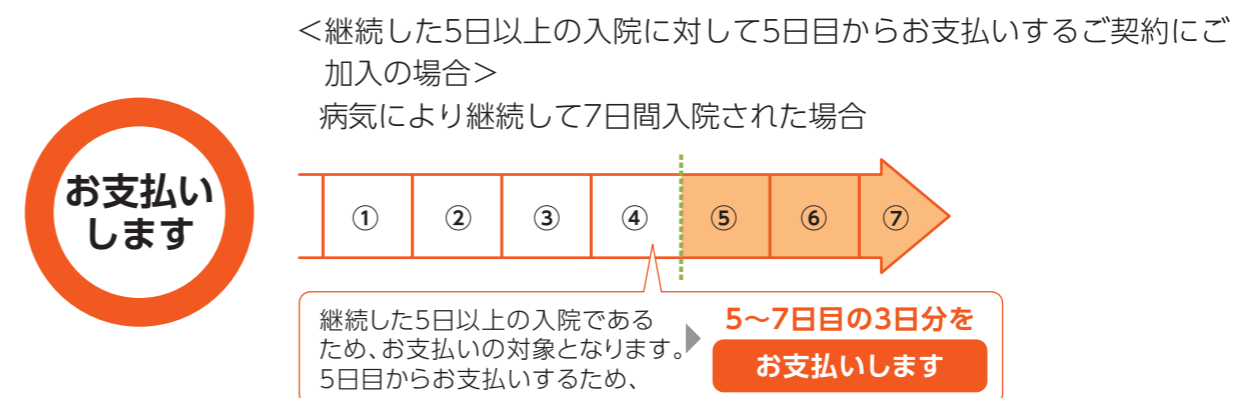
保険金および給付金の種類	支払事由
疾病入院給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) その入院が 責任開始の時に発病した疾病 を直接の原因とする入院であること

事例 ②

入院日数の条件

対象となる保険金・給付金などの種類

- ▶ 入院給付金



- 解説**
- 入院給付金をお支払いするご契約にはいくつかの種類がありますが、いずれも約款で最低限必要な入院日数を定めています。
 - 約款で定める日数に満たない入院については、**入院給付金はお支払いできません。**
 - 入院給付金をお支払いするご契約には、以下のようなタイプがあります。
 - ・継続して8日以上入院（災害を原因とする場合は5日以上入院）に対して1日目から保障となるタイプ。（新医療保険）
 - ・継続して5日以上入院に対して5日目から保障（4日間不担保）となるタイプ。（入院手術特約（87）、長期傷害保険用災害入院特約）
 - ・日帰り入院から保障となるタイプ。（低解約返戻金型一時払終身入院保険）

約款記載の例 | 入院手術特約（87）

第2条 (入院給付金および手術給付金の支払い) 抜粋

2.	支払事由	金額
疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の入院をしたとき (2) その入院が治療を目的とした(中略)5日以上継続した入院であること	入院一回につき(入院給付金日額) × (入院日数 - 入院開始日からその日を含めた4日)

事例 ③

1 回の入院に対する支払限度日数

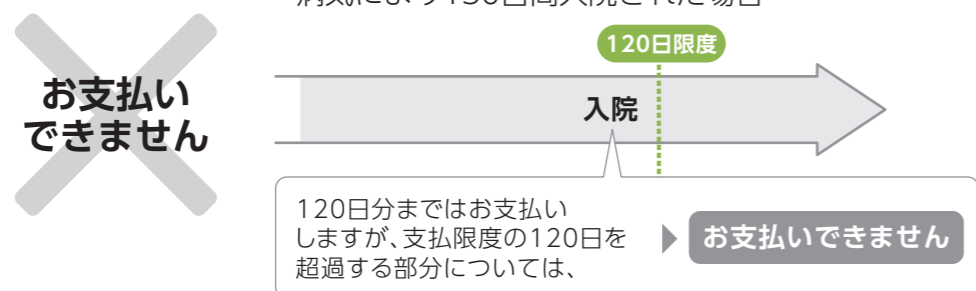
対象となる保険金・給付金などの種類

▶入院給付金

<支払限度が120日のご契約にご加入の場合>
病気により100日間入院された場合



<支払限度が120日のご契約にご加入の場合>
病気により150日間入院された場合



解説 □入院給付金をお支払いするご契約では、**約款で1回の入院に対してお支払いできる限度日数を定めており、その日数を超えた入院については、入院給付金はお支払いできません。**

約款記載の例 | 新医療保険

第6条(入院給付金の支払限度) 抜粋

1. この保険契約の疾病入院給付金(中略)の支払限度は、型に応じ次のとおりとし、保険契約者は保険契約締結の際、次のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

(1) 120日型

ア. 疾病入院給付金 …… 1回の入院についての支払限度は、支払日数(入院給付金を支払う日数。以下同じ。)120日とし、通算支払限度は、支払日数1,000日とします。(中略)

(2) 730日型(中略)

(3) 1,000日型(中略)

事例 ④

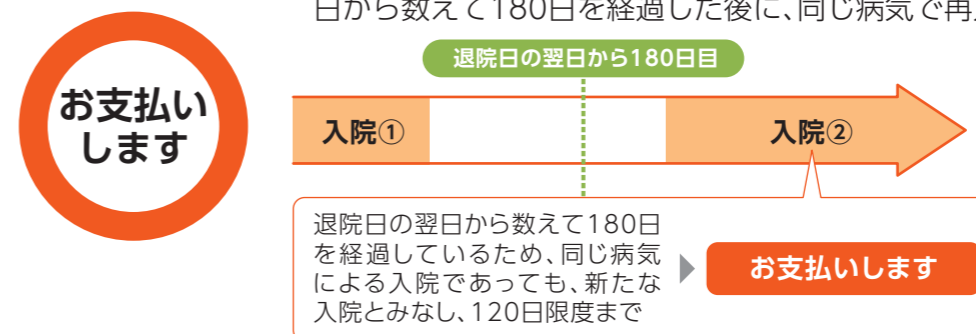
複数回の入院

対象となる保険金・給付金などの種類

▶入院給付金

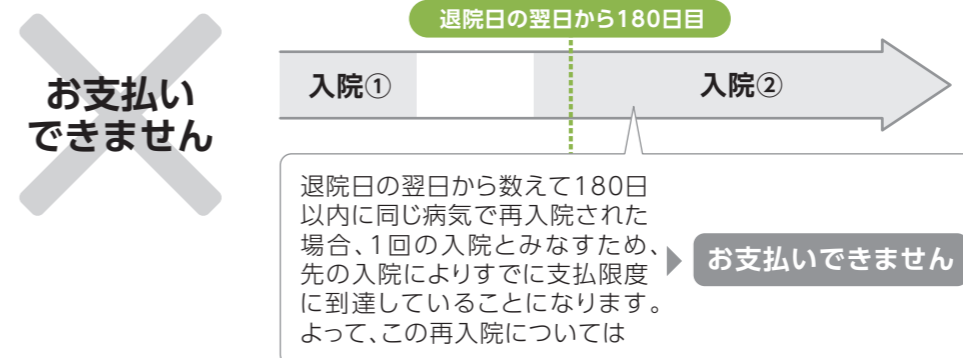
<支払限度が120日のご契約にご加入の場合>

病気により、お支払日数の限度(120日)を超えて入院後、退院日の翌日から数えて180日を経過した後に、同じ病気で再入院された場合



<支払限度が120日のご契約にご加入の場合>

病気により、お支払日数の限度(120日)を超えて入院後、退院日の翌日から数えて180日以内に、同じ病気で再入院された場合



解説 □2回以上の入院をされた場合でも、原因が同じ病気で、かつ、退院日と次の入院の間隔が180日以内であれば、1回の入院とみなして、お支払いする日数を通算します。支払限度日数を超えた部分の入院については、入院給付金をお支払いできません。

約款記載の例 | 新医療保険

第4条(保険金および給付金の支払) 抜粋

9. 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、**1回の入院とみなして本条および第6条(入院給付金の支払限度)第1項の規定を適用**します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった**最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみな**します。

事例 ⑤

お支払いの対象となる手術、ならない手術

対象となる保険金・給付金などの種類

▶手術給付金



- 虫垂切除術
- 内視鏡(ファイバースコープ)での胃・大腸・直腸ポリープ切除術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)
- 帝王切開娩出術
- 四肢骨折観血手術
- 痔瘻根本手術 等



- 扁桃腺の手術
- 脂肪腫摘出術
- 粉瘤摘出術
- 乳腺腫瘍摘出術
- 抜釘術(骨折時などに骨に埋め込んだ金具等を抜く手術)
- 外傷を縫い合わせる手術 等

解説 □「手術」とは**治療を直接の目的**として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい(吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。)、ご契約により、**普通保険約款または特約条項の別表にて手術給付金の支払対象となる手術の範囲を定めて**おり、そのいずれにも該当しない手術を受けた場合には、給付金はお支払いできません。
□また、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

約款記載の例 | 入院手術特約(87)

第2条(入院給付金および手術給付金の支払い)抜粋

支払事由	金額
手術給付金 被保険者がこの特約の保険期間中に次の手術を受けたとき (1)この特約の責任開始の時(中略)以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする別表3に定める手術であること(中略) (2)その手術が治療を直接の目的とした(中略)手術であること	手術一回につき、 (入院給付金日額) × [別表3の給付倍率 (10倍・20倍・40倍)]

別表3 対象となる手術および給付倍率表 抜粋

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1~88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§	皮膚・乳房の手術	
1	植皮術(25cm ² 未満は除く。)	20
2	乳房切断術	20

お支払いできる場合・できない場合等の
具体的な事例

事例 ⑥

悪性新生物・上皮内新生物について

対象となる保険金・給付金などの種類

▶ガン死亡保険金、ガン入院給付金など



- 肺がん
- 胃がん
- 白血病



- 良性の大腸ポリープ
- 子宮筋腫

解説 □お支払い対象となる悪性新生物および上皮内新生物の範囲は、ご契約により、**普通保険約款または特約条項**で定められています。
□上記お支払いする場合の例の他、**真正赤血球増加症(多血症)**、**骨髄異形成症候群**、**慢性骨髄増殖性疾患**、**本態性(出血性)血小板血症**、**ランゲルハンス細胞組織球症(他に分類されないもの)**のような疾患も、お支払い対象となる悪性新生物に含みます。
□**上皮内新生物**および**皮膚の悪性黒色腫**以外の皮膚癌は、**重大疾病保障保険**につきましては、**重大疾病保障保険**のお支払いの対象となりません。また、**特定疾病保険料払込免除特約**につきましては、**保険料の払込免除**の対象となりません。
□**上皮内新生物**は**就業不能保障保険**、**無解約返戻金型就業不能保障保険**における**特定就業不能給付金**、**5疾病入院・特定手術給付金**のお支払い対象となりません。

約款記載の例 | 終身ガン保険(10)

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物とは、「1.」によって定義づけられる疾病とし、かつ平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、「2.」の基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

- 対象となる悪性新生物および上皮内新生物の定義
悪性新生物とは、無制限かつ自律性増殖を伴う悪性腫瘍組織の存在とその周辺の組織への浸潤が、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者により確認された疾病をいいます。
上皮内新生物とは、悪性腫瘍組織(子宮頸部のCINⅢを含みます。の)の存在と、基底膜を越えない粘膜内での自律性増殖が、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者により確認された疾病をいいます。
- 対象となる悪性新生物および上皮内新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
□唇、□腔および咽頭の悪性新生物	C00 - C14
消化器の悪性新生物	C15 - C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30 - C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40 - C41
皮膚の黒色腫および皮膚のその他の悪性新生物	C43 - C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45 - C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51 - C58
男性生殖器の悪性新生物	C60 - C63
腎尿路の悪性新生物	C64 - C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69 - C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73 - C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76 - C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81 - C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00 - D07,D09

お支払いできる場合・できない場合等の
具体的な事例

事例 ⑦

悪性新生物根治手術について

対象となる保険金・給付金などの種類

▶手術給付金

悪性新生物根治手術
として
お支払い
します

原発性「乳癌」にて
胸筋温存乳房切除術を実施

原発巣の切除のため

悪性新生物根治手術
(ガン入院給付金日額×40^{*}倍)

としてお支払いします
(*終身ガン保険(10)を除く)

悪性新生物根治手術
として
お支払い
できません

転移性「肺腫瘍」にて
肺葉切除術を実施

転移病巣の切除のため

その他の悪性新生物手術
(ガン入院給付金日額×20^{*}倍)

としてお支払いします

解説

- 悪性新生物に対する手術についてはその内容によりお支払い金額(給付倍率)が異なります。
(*ただし、終身ガン保険(10)につきましては、一律20倍でのお支払いとなります。)
- 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の**原発巣**および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出し、転移した可能性のある周辺リンパ節を郭清する手術をいいます。
- 転移・再発病巣のみ**切除、摘除、摘出し、また**転移・再発病巣とその周辺部分のみ**をあわせて切除、摘除、摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

約款記載の例 | ガン保険(03)/終身ガン保険(10)

別表5 対象となる手術および給付倍率表

手術の種類	給付倍率	
	ガン保険(03)	終身ガン保険(10)
1. 悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。)	40	20
2. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10	20
3. 悪性新生物にともなうファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10	20
4. その他の悪性新生物手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。)	20	20
5. 悪性新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10	20

事例 ⑧

不慮の事故の判断

対象となる保険金・給付金などの種類

▶災害死亡保険金 ▶障害給付金 ▶災害入院給付金など

お支払い
します

階段で足を滑らせ転落し、頭を強打して「急性硬膜下血腫」を起こし、亡くなられた場合

「不慮の事故」の要件である、急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ約款に定める項目に該当するため、

災害死亡保険金を
お支払いします

お支払い
できません

「脳梗塞」の後遺症のため、もともと食物を飲み込むのが困難な状態となっている方が、食物をのどに詰まらせて窒息して、亡くなられた場合

窒息の原因が疾病であり(外来性がない)、また食物を飲み込むことが困難な方の窒息は約款に定める分類項目から除外されているため、

災害死亡保険金は
お支払いできません

解説

- 災害死亡保険金は、責任開始期以後に約款で定める「対象となる不慮の事故」を原因として死亡された場合にお支払いするものです。
- 「対象となる不慮の事故」とは、**急激かつ偶発的な外来の事故**で、かつ**約款に定める分類項目に該当する事故**をいいます。
- 災害死亡保険金が支払われない場合でも、疾病などを原因とした死亡保険金をお支払いすることがあります。

約款記載の例 | 災害割増特約 抜粋

別表1 対象となる不慮の事故 抜粋

対象となる不慮の事故とは、**急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)**で、かつ、昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
12. 不慮の墜落	E880~E888
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息(E911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息(E912)」は除外します。	E910~E915

事例 ⑨

就業不能給付金について①

対象となる保険金・給付金などの種類

- ▶ **就業不能給付金** ▶ **特定就業不能給付金** ▶ **特則就業不能給付金 (精神疾患)**



責任開始の時以後に発病した病気により入院、支払対象外期間を満了した以後に就業不能状態が終了した場合



* 特則就業不能給付金(精神疾患)の第2回は、第1回起算日の翌月応答日となります



責任開始の時以後に発病した病気により入院、支払対象外期間中に就業不能状態が終了した場合



- 解説**
- ご契約の**責任開始の時以後の傷害または疾病が原因であることがお支払いの要件**となります。(責任開始の時に発生した傷害または疾病を原因として、就業不能状態に該当した場合でも、その傷害や疾病に関し、正確かつ十分な告知をしたうえでご加入いただいた場合や、認識や自覚がなかった場合にはお支払いの対象となることがあります。)
 - 第1回就業不能給付金、特定就業不能給付金、特則就業不能給付金(精神疾患)は、**就業不能状態に該当した日からその日を含めて支払対象外期間を満了した日の翌日まで就業不能状態が継続**している必要があります。お支払い対象となる**就業不能状態については普通保険約款に定めて**おります。
 - 普通保険約款の別表に定める精神疾患を直接の原因とする場合は、お支払いの要件から除きますが、就業不能(精神疾患)特則が適用されている場合は、特則就業不能給付金(精神疾患)のお支払いの要件となります。

約款記載の例 | 就業不能保障保険

第9条(給付金の支払い)抜粋

保険金および給付金の種類	支払事由
就業不能給付金	(1) 第1回就業不能給付金 被保険者が保険期間中に次のア、およびイ、のいずれにも該当したことが、医師によって診断されたとき ア. 被保険者が、責任開始の時(保険契約の復活が行われたときは最終の復活の時。以下同じとします。)以後の傷害(別表8に定める精神疾患(以下、「精神疾患」といいます。))を直接の原因とするものを除きます。以下、本条において同じとします。)または疾病(別表9に定める異常分娩(以下、「異常分娩」といいます。))を含みます。また、精神疾患を除きます。以下、本条において同じとします。)を原因として、就業不能状態に該当したこと イ. 被保険者が、ア. の就業不能状態に該当した日からその日を含めて支払対象外期間を満了した日の翌日(以下、「就業不能給付金の起算日」といいます。)まで、ア. の就業不能状態が継続したこと (2) 第2回以後の就業不能給付金 保険期間中の就業不能給付金の起算日の月単位の応当日(応当日のない月の場合は、その末日とします。以下同じとします。)まで(1)の就業不能状態が継続しているとき。ただし、第1回就業不能給付金の起算日の翌月および翌々月の起算日の月単位の応当日を除きます。

お支払いできる場合・できない場合等の
具体的な事例

事例 ⑩

就業不能給付金について②

対象となる保険金・給付金などの種類

- ▶ **就業不能給付金** ▶ **特定就業不能給付金** ▶ **特則就業不能給付金 (精神疾患)**



すい臓がんの末期にて、自宅で訪問診療を定期的に受けており、公的医療保険制度の「在宅患者診療・指導料」の「在宅患者訪問診療料」が算定され、支払対象外期間をこえて在宅療養をされていた場合

支払対象となる「在宅患者診療・指導料(往診料・救急搬送診療料は除く)」の算定があるため、**お支払いします**



うつ病と診断され、「しばらく仕事を休んだ方がいい」と医師の診断を受け、診断書をもって自宅で療養していたが、公的医療保険制度の「在宅患者診療・指導料」の算定対象ではなかった場合

公的医療保険制度における医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表の「在宅患者診療・指導料(往診料・救急搬送診療料は除く)」に列挙されている診療料や管理指導料などが算定されていないため、**お支払いできません**

- 解説**
- 就業不能状態の意義(入院、在宅療養、所定の障害状態または要介護状態)**は普通保険約款にてご確認ください。**在宅療養については、医師からの「自宅安静指示」だけでは、お支払いの対象とはなりません。**
 - 診療明細書に、支払対象となる「在宅患者診療・指導料」の算定(具体的な診療料・指導料・管理料などの記載)があるかご確認ください。

参考 支払対象となる公的医療保険制度における主な在宅患者診療・指導料(医科診療報酬点数表の場合)

C001	在宅患者訪問診療料(I)	C007-2	介護職員等喀痰吸引等指示料
C001-2	在宅患者訪問診療料(II)	C008	在宅患者訪問薬剤管理指導料
C002	在宅時医学総合管理料	C009	在宅患者訪問栄養食事指導料
C002-2	施設入居時等医学総合管理料	C010	在宅患者連携指導料
C003	在宅がん医療総合診療料	C011	在宅患者緊急時等カンファレンス料
C005	在宅患者訪問看護・指導料	C012	在宅患者共同診療料
C005-1-2	同一建物居住者訪問看護・指導料	C013	在宅患者訪問褥瘡管理指導料
C005-2	在宅患者訪問点滴注射管理指導料	C014	外来在宅共同指導料
C006	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料	C015	在宅がん患者緊急時医療情報連携指導料
C007	訪問看護指示料		

※資料作成時の医科診療報酬点数表にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。

約款記載の例 | 就業不能保障保険

第1条(用語の意義)就業不能状態における在宅療養の抜粋

2. 在宅療養
 「在宅療養」とは、医師または歯科医師(以下、「医師」といいます。)による治療が必要であるため、医師の指示(別表1に定める公的医療保険制度(以下、「公的医療保険制度」といいます。))における別表2に定める医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表(以下、「医科診療報酬点数表」といいます。))の在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除きます。以下同じとします。)に列挙されている診療料や管理指導料等が算定されることを要します。)に基づき、日本国内の自宅等(別表3に定める病院または診療所(以下、「病院または診療所」といいます。))以外の施設を含みます。)において治療に専念する状態。ただし、医師の指示または指導に従わず必要な治療を行わない場合、外出を繰り返し行っていた場合、軽労働または座業(注)ができる場合等は、治療に専念することには該当しません。
 (注)軽労働とは梱包、検品等の作業のことをいい、座業とは事務等のことをいいます。

お支払いできる場合・できない場合等の
具体的な事例

事例 11

重大疾病保険金について

対象となる保険金・給付金などの種類

▶ 重大疾病保険金



これまで「癌(悪性新生物)」に罹患したことはなかったが、契約加入から5年が経った頃から胃の痛みが続いたため病院にて診察を受けたところ、病理組織検査の結果、「浸潤性の胃癌」と診断されたとき胸痛が発現し、精密検査を行った結果、「急性心筋梗塞」と診断され、その初診日から60日後に、まだ労働制限が必要な状態が継続していると医師によって診断されたが、その日が契約の満了日からすでに10日間経過していたとき意識消失により救急搬送され医師により「急性心筋梗塞」の診断を受けたが、意識が戻ることなく、翌日「急性心筋梗塞」によりお亡くなりになったとき



契約の悪性新生物責任開始日以後に、医師により初めて「子宮頸癌」の診断をされ手術を受けたが、手術後の病理組織診断の結果が「子宮頸部上皮内癌」であったとき「急性心筋梗塞」を発症したため、自分の判断で60日以上自宅安静を継続したが、医師が、労働制限を必要とする状態が60日以上継続したと診断していないとき「脳梗塞」と診断され医師の治療を受けたが、初めて診療を受けた日から30日後には麻痺等の後遺症が消失したとき

- 解説**
- お支払い対象となる **悪性新生物や急性心筋梗塞、脳卒中の定義および範囲は、普通保険約款の別表にて定めて**おります。
 - 重大疾病保険金の対象となる悪性新生物については、**責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後に、初めて悪性新生物と診断されることが必要**です。また、ここでいう悪性新生物に「上皮内新生物」は含まれません。
 - 重大疾病保険金の対象となる急性心筋梗塞や脳卒中における60日以上労働制限や後遺症の継続については、医師によって診断されることが必要です。
 - 急性心筋梗塞または脳卒中を原因としてお亡くなりになられた場合、支払事由における「60日以上状態・後遺症の継続」がない場合でも、保険金をお支払いすることがあります。

約款記載の例 | 重大疾病保障保険

別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中 抜粋

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病(ただし、上皮内新生物および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く)
2. 急性心筋梗塞	冠上動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

お支払いできる場合・できない場合の事例

事例 12

リビング・ニーズ特約保険金について

対象となる保険金・給付金などの種類

▶ リビング・ニーズ特約保険金



リビング・ニーズ特約保険金のご請求時に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内と判断されている場合



1年前に脳腫瘍で医師から余命1か月と診断されていたが、その後回復し、ご請求時点では余命6か月以内と判断されていない場合

- 解説**
- 被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を特約保険金の受取人が受け取ることができる保険金です。
 - 余命6か月以内の判断は、医師が記入した診断書等にもとづいて当社が行います。
 - 被保険者自身のご請求できない場合で、リビング・ニーズ特約における指定代理請求人が指定されている場合は、代理請求いただくことが可能です。
 - 主契約の保険金額のうち、特約保険金の受取人が指定した金額から特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料を差し引いた額をお支払いいたします。
 - リビング・ニーズ特約保険金の受け取り後、6か月以内に被保険者が死亡された場合でも、差し引いた6か月分の利息および保険料相当額については返金いたしません。

約款記載の例

第2条(特約保険金の支払い)

1. 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合には、特約保険金を特約保険金の受取人に支払います。ただし、第3条(特約保険金支払請求手続き)第1項に定める必要書類が会社に到着しない限り、会社は特約保険金を支払いません。また、第3条(特約保険金の支払請求手続き)第2項に定める特約保険金の請求日(以下本条において「特約保険金の請求日」といいます。)が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合にも、会社は特約保険金を支払いません。
2. 第1項の特約保険金の保険金額は、主契約の保険金額のうち、会社が定める保険金額の範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額(以下「指定保険金額」といいます。)から、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた額とします。

お支払いできる場合・できない場合の事例

重度疾病死亡保険金について

対象となる保険金・給付金などの種類

▶ **重度疾病死亡保険金**



頭痛にて病院受診され、「脳梗塞」との診断のもと治療を受けるも、容体が悪化されそのままお亡くなりになられた場合



自宅で意識消失後、救急搬送されるも、回復されることなくお亡くなりになられた。医師により死因は「虚血性心疾患」と診断がされ「急性心筋梗塞」との診断はない場合

- 解説**
- お支払い対象となる**急性心筋梗塞および脳卒中の定義および範囲は、普通保険約款の別表にて定めて**おります。
 - 突然死であっても、直接の死亡原因として**急性心筋梗塞または脳卒中の診断がない場合は、**重度疾病死亡保険金はお支払いできません。例えば、**虚血性心疾患・狭心症・致死性不整脈・大動脈解離**等はいずれも重度疾病死亡保険金の対象外となります。
 - お支払い対象となる急性心筋梗塞や脳卒中は、**責任開始の時以後に発病した疾病であることがお支払いの要件**となります。ただし、その疾病に関し、責任開始の時前に医師の診療を受けたことがなく、その疾病について認識や自覚がなかった場合や、その責任開始の時前の疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学的密接な関係にある疾病を発病したことによりお亡くなりになられた場合については、保険金をお支払いすることがあります。

約款記載の例 | 無解約返戻金型災害・重度疾病定期保険

第4条 (保険金の支払い) 抜粋

14. 被保険者が責任開始の時前に発生した不慮の事故による傷害もしくは発病した感染症または生じた疾病(以下本項において「責任開始の時前の傷害等」といいます。)を直接の原因として、死亡または重度疾病死亡保険金の支払事由の(1)もしくは(2)に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときは、責任開始の時以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその責任開始の時前の傷害等に関する事実に基づいて承諾したとき。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その責任開始の時前の傷害等に関する事実を会社が正確に知ることができなかったときを除きます。
 - (2) その責任開始の時前の傷害等について、責任開始の時前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けたことがないとき。ただし、その責任開始の時前の傷害等による症状を含みます。)について保険契約者または被保険者が認識または自覚していたときを除きます。
 - (3) 責任開始の時以後に、その責任開始の時前の傷害等による症状が悪化したことまたはその責任開始の時前の傷害等と医学上密接な関係にある疾病を発病したことにより、死亡または重度疾病死亡保険金の支払事由の(1)もしくは(2)に該当したと医師に診断されたとき。ただし、告知義務違反があったときを除きます。

無解約返戻金型重度疾病特約について

対象となる保険金・給付金などの種類

▶ **重度疾病保険金** ▶ **前払重度疾病保険金**

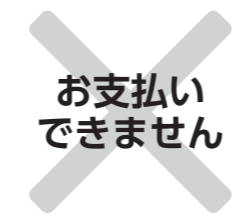


< **重度疾病保険金** >

保険期間中に「脳梗塞」を発病し、その後遺症として生じた左半身の麻痺がその初診日から180日以上継続したと医師により診断された場合

< **前払重度疾病保険金** >

保険期間中に「急性心筋梗塞」を発病し、その「急性心筋梗塞」の治療を目的としてバイパス手術を受けた場合



< **重度疾病保険金** >

「脳梗塞」と診断され医師の治療を受け、自己判断で180日以上の自宅安静を継続したが、初めて診療を受けた日から100日後には麻痺等の後遺症が消失したと医師により診断された場合

< **前払重度疾病保険金** >

「急性心筋梗塞」と診断され、薬物治療を継続した結果、初めて診療を受けた日から1ヶ月ほどで完治したと医師により診断された場合

- 解説**
- 重度疾病保険金については、急性心筋梗塞もしくは脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて**180日以上、約款に定める所定の状態が継続したと医師により診断される**必要があります。
 - 前払重度疾病保険金については、急性心筋梗塞もしくは脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて**60日以上、約款に定める所定の状態が継続したと医師により診断される**か、またはその治療を直接の目的として**所定の手術を受ける**必要があります。
 - お支払い対象となる**急性心筋梗塞や脳卒中の定義および範囲は、普通保険約款の別表にて定めて**おります。

約款記載の例 | 無解約返戻金型重度疾病特約

別表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中 抜粋

疾病名	疾病の定義
2. 急性心筋梗塞	冠上動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

特定疾病保険料払込免除について



急性心筋梗塞と診断され、60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき

脳梗塞と診断され、その治療のために「脳血管内手術」をされたとき

悪性新生物責任開始の時以後に、悪性黒色腫と診断されたとき



脳梗塞との診断はされたものの、60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続されなかったとき

結腸癌と診断されたものの、上皮内新生物であったとき

解説 □所定の手術を受けたときに保険料払込免除事由が適用されるのは、契約日が令和2年9月2日以降の契約となります。

約款記載の例

令和2年9月1日以前契約	令和2年9月2日以降契約
(1) 被保険者が悪性新生物責任開始日前に悪性新生物と診断確定されたことがなく、悪性新生物責任開始日以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき (2) 被保険者が責任開始の時以後の疾病を直接の原因として、次のいずれかの状態に該当したとき ア. 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき イ. 脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	(1) 被保険者が悪性新生物責任開始日前に悪性新生物と診断確定されたことがなく、悪性新生物責任開始日以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき (2) 被保険者が責任開始の時以後の疾病を直接の原因として、次のいずれかの状態に該当したとき ア. 急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当したとき (ア) その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき (イ) その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、別表に定める病院または診療所において、別表に定める手術をうけたとき イ. 脳卒中を発病し、次のいずれかに該当したとき (ア) その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (イ) その脳卒中の治療を直接の目的として、別表に定める病院または診療所において、別表に定める手術をうけたとき

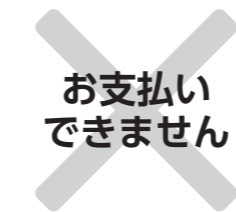
介護保険金について

対象となる保険金・給付金などの種類

▶介護保険金



責任開始の時以後の傷害または疾病によって、第2保険期間中に、責任開始の時以後に初めて、要介護3と認定を受け、その認定が効力を生じた場合



ご加入1年後に責任開始の時以後の傷害または疾病によって要介護認定の申請をし、要介護3と認定されたが、介護給付金の申請をしなかった。その後、第2保険期間中に、要介護認定の更新の申請をし、要介護3と認定を受け、その認定が効力を生じた場合
 ※この場合は、介護給付金をお支払いします。

解説 □介護保険金は、第2保険期間中に、責任開始の時以後に初めて要介護3以上の認定を受け、その認定が効力を生じたときにお支払いします。したがって、すでに第1保険期間中に要介護3と認定されていた場合、介護保険金はお支払いできません。
 □第1保険期間中に要介護3以上の認定を受けた場合は、介護給付金をお支払いします。
 □「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます。
 □身体障害保険金、身体障害給付金、介護保険金、介護給付金のいずれかをお支払いした場合は、その支払事由が生じたときにさかのぼってご契約が消滅するため、それ以外の保険金・給付金を重複してお支払いすることはありません。したがって、すでに第1保険期間中に介護給付金のお支払事由に該当された場合、身体障害保険金はお支払いできません。

約款記載の例 | 介護・障害保障型定期保険(災害保障タイプ)

別表3 公的保障介護制度および要介護3以上の状態 抜粋

- 公的介護保険制度
「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 要介護3以上の状態
「要介護3以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」第1条第1項に規定する次のいずれかの状態をいいます。

要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が70分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態

事例 ⑰

身体障害保険金について

対象となる保険金・給付金などの種類

▶ 身体障害保険金



責任開始の時以後の傷害または疾病によって、第2保険期間中に、責任開始の時以後に初めて、障害の級別が1級の身体障害者手帳の交付を受けた場合



ご加入1年後に責任開始の時以後の傷害または疾病によって要介護認定の申請をし、要介護3と認定されたが、介護給付金の申請をしなかった。その後、第2保険期間中に、障害の級別が1級の身体障害者手帳の交付を受けた場合

※この場合は、介護給付金をお支払いします。

解説

- 身体障害保険金は、第2保険期間中に、責任開始の時以後に初めて、障害の級別が1級の身体障害者手帳の交付があったときにお支払いします。
- 身体障害保険金、身体障害給付金、介護保険金、介護給付金のいずれかをお支払いした場合は、その支払事由が生じたときにさかのぼってご契約が消滅するため、それ以外の保険金・給付金を重複してお支払いすることはできません。したがって、すでに第1保険期間中に介護給付金のお支払事由に該当された場合、身体障害保険金はお支払いできません。

約款記載の例 | 介護・障害保障型定期保険 (災害保障タイプ)

第4条 (保険金および給付金の支払い) 抜粋

- 17. 介護給付金もしくは身体障害給付金または介護保険金もしくは身体障害保険金を支払ったときは、保険契約は、その支払事由が生じたときにさかのぼって消滅します。
- 21. 会社は介護保険金 (介護給付金を含みます。) および身体障害保険金 (身体障害給付金を含みます。) を重複して支払いません。
- 22. 介護給付金もしくは身体障害給付金または介護保険金もしくは身体障害保険金のいずれかが支払われた場合には、それらの給付金または保険金と同じ給付金または保険金の支払事由に該当しても、会社は、それらの給付金または保険金を重複して支払いません。

事例 ⑱

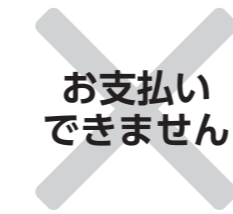
障害保険金・障害給付金について

対象となる保険金・給付金などの種類

▶ 障害保険金 ▶ 障害給付金



バイク走行中に衝突事故を起こし、右下肢の膝から下を失い、再接合が不能の場合



右眼にボールが当たり網膜剥離となり、きょう正視力が0.02以下になったが、回復の見込みがあり治療を継続している場合

解説

- 障害保険金や障害給付金については所定の障害状態に該当し、**その状態の回復の見込みがない場合にお支払い**します。
- 障害保険金については、その障害状態となった原因について傷害もしくは疾病の限定をしません。
- 障害給付金については、その障害状態となった原因が不慮の事故による傷害である場合に限りお支払いします。
- 障害保険金と障害給付金とでは、お支払いの対象となる障害状態が異なります。対象となる障害状態については約款の別表にてご確認ください。

約款記載の例 | 無解約返戻金型障害特約

別表1 対象となる障害状態 抜粋

対象となる障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。
 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの (注1)
 (中略)

注

- 1. 眼の障害 (視力障害)
 - (1) 視力の測定は万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 視力を全く永久に失ったものとは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- (後略)

高度障害状態への該当

対象となる保険金・給付金などの種類

▶ 高度障害保険金



横断歩道を歩行中に自動車にはねられ、脊髄損傷となり、首から下の機能が麻痺し動かすことができなくなったため、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合



「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合

- 解説**
- 高度障害保険金は、**所定の高度障害状態に該当した場合**にお支払いします。したがって、所定の高度障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。
 - 約款に定める高度障害状態とは、その障害について、回復の見込みがない状態をいいます。
 - なお、高度障害保険金の支払対象となる所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

約款記載の例 | 定期保険

第3条(保険金の支払い)抜粋

	支払事由
高度障害保険金	責任開始の時(中略)以後の原因によって保険期間中に被保険者が別表1に定める高度障害状態になったとき。

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態 抜粋

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。(中略) (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、 終身常に介護を要するもの (注4) (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を 全く永久 に失ったもの(注6(1))

- 注
(中略)
4. 終身常に介護を要するもの
「終身常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
(中略)
6. 上・下肢の障害
(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(中略)の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

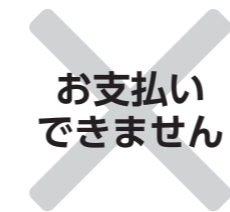
生活障害状態への該当

対象となる保険金・給付金などの種類

▶ 生活障害保険金



「脳梗塞」による重度の後遺症によって、常時寝たきりで歩行が自分ではできず、かつ入浴も衣服の着脱も自分ではできない状態が180日継続し、今後も回復の見込みがないと医師により診断確定された場合



「脳梗塞」による後遺症によって、日常生活で若干の介助を要する状態であり、歩行は自分でできるが、食物の摂取や入浴の際の浴槽への出入り等においては介助を要する場合

- 解説**
- 生活障害保険金は、**所定の生活障害状態**(歩行等について他人の介助を要する状態や認知症に該当した場合をいいます。)に該当し、**180日以上その状態が継続し、終身回復が見込まれないと医師によって診断確定されたとき**にお支払いします。
 - なお、生活障害保険金の支払対象となる所定の生活障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

約款記載の例 | 生活障害保障型定期保険

別表1 対象となる生活障害状態 抜粋

対象となる生活障害状態とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当したときをいいます。
(1) 下表のア.の項目において①全部介助または②一部介助の状態に該当し、かつ、下表のイ.からオ.までの各項目のうち2項目以上において①全部介助または②一部介助の状態に該当したとき

項目	状態
ア、歩行	①全部介助 ：介助がなければ自分ではまったくできない。(何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。) ②一部介助 ：補装具を使用しても介助がなければ困難。(誰かに支えてもらう等の介助が必要な場合を含みます。) ③ほぼ自立 ：補装具を使用すれば自分でできる。 ④自立 ：自分でできる。
イ、衣服の着脱	(中略)
ウ、入浴	(中略)
エ、食物の摂取	(中略)
オ、排泄	(中略)

事例 21

重大な過失による免責

対象となる保険金・給付金などの種類

▶災害死亡保険金 ▶入院給付金など



＜災害死亡保険金にかかる被保険者の不注意＞
被保険者が脇見運転をして電柱に衝突し、死亡された場合

脇見運転は、重大な過失とはいえないため、

災害死亡保険金を
お支払いします



＜災害死亡保険金にかかる被保険者の重大な過失＞
被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合

危険な行為であることが認識できたにもかかわらず、高速道路を逆走したことは、重大な過失に該当するため、

災害死亡保険金は
お支払いできません

- 解説**
- ご契約により、**災害死亡保険金をお支払いできない場合(免責事由)**が定められており、**そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金をお支払いできません。**
 - 死亡保険金にも、別途免責事由を設けています。**詳細は普通保険約款にてご確認ください。例えば、責任開始期から一定期間以内の自殺については、死亡保険金をお支払いできません。(ただし、精神病などによる自殺については、保険金をお支払いする場合があります。)
 - 高度障害保険金および入院給付金などにも、別途免責事由を設けています。**詳細は普通保険約款および各特約条項にてご確認ください。

約款記載の例 | 災害割増特約

第2条 (災害保険金の支払い) 抜粋

1. 災害保険金の支払事由が生じたときは、会社は、その支払事由に対応して災害保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由に該当するときは、支払いません。(中略)

	免責事由
災害死亡保険金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) (略) 災害死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

お支払いできる場合・できない場合等の
具体的な事例

事例 22

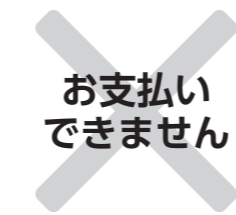
告知義務違反による解除

対象となる保険金・給付金などの種類

▶死亡保険金 ▶入院給付金など



ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入社されたが、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃ガン」で死亡された場合



ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入社し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝ガン」で死亡された場合

- 解説**
- ご契約にご加入いただく際には、被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。**故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、保険金等はお支払いできません。**
 - ただし、**告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いします。**

約款記載の例 | 定期保険

第17条 (告知義務違反による解除) 抜粋

1. 保険契約の締結、復活、復旧または保険金額の増額にあたって告知を行う際に、**保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたとき**は、会社は、将来に向かって保険契約(保険契約の復旧が行われたときは復旧分を、保険金額の増額が行われたときは増額分をいいます。以下、次項から第5項までにおいて同じ。)を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも告知義務違反により保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、**保険金の支払いも保険料払込みの免除も行いません。**(後略)

お支払いできる場合・できない場合等の
具体的な事例

Q&A

Question 入院が長引きそうです。
退院前に入院給付金を請求できますか？

Answer 入院中のご請求も可能です。
残りの入院期間についてご請求される際は、あらかじめご請求必要書類一式のご提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

Question 請求書に記入する口座は、受取人以外の口座を指定することは
できますか？

Answer 受取人さま名義の口座をご指定ください。
受取人が法人の場合:法人名義の口座をご指定ください。
受取人が個人の場合:ご本人さま名義の口座をご指定ください。

Question 請求書類を受取人本人以外が記入しても良いですか？

Answer 原則、受取人ご本人の記入が必要です。お身体の状態(ケガや後遺症など)により記入が出来ない場合には、サービスセンターまでご連絡ください。

Question 請求手続きの際に改姓の手続きをしていないことに気がつきました。
どうすれば良いですか？

Answer ご請求のお手続きと同時に改姓のお手続きが必要となります。サービスセンターまでご連絡ください。

Question 保険金や給付金の請求期限はありますか？

Answer 支払事由が生じた日から3年以内であれば、ご請求いただけます。
約款では、「支払いを請求する権利は、3年間請求がないときは消滅します」と時効について定めています。
ただし、お手続きに必要な書類が揃えばご請求いただける場合もございます。

お問い合わせは

サービスセンター

0120-521-513

[受付時間] 9:00~17:00(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12
渋谷スクランブルスクエア44F
<https://www.nnlife.co.jp>